

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年11月13日(水) 午前10時00分から午前10時21分

2 開催場所 倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 22人

会 長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委 員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員

17番 田邊 洋樹 委員 19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員

21番 矢野 秀典 委員 22番 難波 朋裕 委員 23番 岩田 英明 委員

24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 2人

13番 中西 公仁 委員 18番 白神 博之 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局課長主幹 吉井 正二 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 中村 英樹 事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩

事務局主任 小山 八穂子 事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから11月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>花巻会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和元年11月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は22名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【異議なしの声】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議席番号6番 阿部 省悟 委員、議席番号7番 諏訪 愿一 委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の成田主幹と、日下部主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 剣持副主任</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>剣持です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて19件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が19件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号, 1番から19番について調査票をもとに説明】</p> <p>1番については、譲受人の耕作面積が下限面積要件を満たさないため先月保留にな</p>

っていましたが、11月1日付で利用権が設定され、連島町西之浦の下限面積30aを満たすようになり、許可との意見でした。

12番については、譲受人が下限面積の要件を満たしていませんが、農地法施行令第2条第3項第3号に規定される、事由が「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作するものが権利を取得する」ものであるため、不許可の例外に該当します。

16番については、申請農地に賃借権の設定がなされており、賃貸借の解約がなされるまでは保留との意見でした。

その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、16番については保留、その他の案件につきましては調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の19件は、16番については、保留、残す18件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、1番から19番のうち、16番は保留、残す18件に付き、許可と決定いたします。

議事を進めます。20頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**
中村主幹

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、20頁に1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

この案件についてですが、果樹園を広くしたいということで、農地改良の申請があ

りました。
この申請人につきましては、今年の6月12日に別の農地で農地改良の許可をしておりますが、この許可した農地について、農業用倉庫の東側に無断で車庫を建築しており、許可した内容とは異なる状態であるため、違反転用となっています。

農地転用の審査基準では、「過去に許可を受けた転用事業者が、特別な理由がないにもかかわらず計画どおりに転用事業を行っていない場合や、無断転用等の農地法違反行為があり、是正がなされていない場合には、転用行為を行うのに必要な「信用」があるとは認められないものとする。」とあります。

したがって、今回の件は、農地法第4条第6項第3号の許可できない要件である「申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと」に該当します。

これについて申請人の親権者に指導をいたしました。現時点では是正に至っていません。

また、この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、他の農地に違反転用があり、是正がされていないため、保留とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の1件については保留とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第2号の1件は保留とします。

続きまして、21頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 中村主幹 **【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、21頁から23頁にかけて12件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました12件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた12件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この12件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の12件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第3号の12件は許可と決定します。

続きまして、24頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、井上委員、野口委員、田邊委員に係る案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員、野口委員、田邊委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
小山主任

【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、24頁から26頁にかけて17件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が5件、使用貸借が12件です。

また、利用期間の更新は6件で、更新切れを含む新規は11件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが4件、農地所有適格法人によるものが1件、農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが1件、その他は個人です。

面積は、35,655㎡です。

そのうち農地中間管理機構によるものは5,989㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、17件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長	事務局の説明では、議案第4号「農用地 利用集積 計画について」は、農業経営基盤 強化促進法 第18条 第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認いたします。</p> <p>事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。</p> <p>(入室)</p> <p>退室されていた3名の委員に報告いたします。 議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>続きまして、27頁をお開きください。</p> <p>議案第5号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 剣持副主任	<p>【 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明 】</p> <p>剣持です。議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 27頁をご覧ください。倉敷東地区で1件の申請がありました。</p> <p>特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は倉敷市茶屋町で、生前、被相続人とは別居しておりました。申請農地は茶屋町支所の100m程東にあり、相続人の自宅も農地から100m程南に位置しています。</p> <p>現地を確認したところ野菜等の作物がつくられ、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。</p> <p>また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。</p> <p>そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>今回の調査内容について倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局の説明では、議案第5号の1件については、承認との意見ですが、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということですので、議案第5号は、承認いたします。

審議案件は、以上です。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局
成田主幹

【報告第1号から第4号について報告・説明】

成田です。ご説明いたします。28頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁から31頁にかけて13件の届出がありました。本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に32頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、32頁に5件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に33頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、33頁から39頁にかけて31件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に40頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが40頁に6件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご承認をお願いします。

議 長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議 長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。

以上で、すべての審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

事務局
佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

次回総会は12月11日（水）午前10時から、701会議室で行いますのでよろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は12月11日（水）です。

ご出席のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時21分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和元年11月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員